

## 令和7年度 大島町立さくら小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題への基本的な考え

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。

#### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

##### ◇ いじめに関する児童の理解を深める ◇

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

#### (2) 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す

##### ◇ いじめられた児童を守る ◇

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

##### ◇ 児童の取組を支える ◇

周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を支援する。

#### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

##### ◇ 学校一丸となって取り組む ◇

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

#### (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

##### ◇ 社会全体の力を結集して取り組む ◇

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体の力を結集していじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通じて、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する。また、情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 2 学校におけるいじめの防止等に関する主な取組

### (1) 特別活動等の充実

- ① 人間として生きる上での思いやりや人と関わり合う力を養うため、児童の主体的な活動の中で互いの交流を図る。また、集団の一員として協力し合い、認め合う場面を多く設け、自立心を育てる。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、生命尊重、人権尊重の精神を培い、一人一人のよさを認め伸ばすとともに、豊かな情操を養い、規範意識や自尊感情の醸成、思いやりのある豊かな心をもった児童を育てる。また、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめ防止に向けた授業」を年3回以上実施する。

### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ防止対策チーム」を設け、日常的、定期的に児童の情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見に努める。構成員は、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・教育相談担当教諭とし、必要に応じて、当該学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等を加える。
- ② スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ③ 教職員全体で児童の実態を共通理解するため、年2回、特別支援教育推進全体会を実施する。
- ④ いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、ふれあい月間(6月、11月)に生活意識調査を実施するとともに、全児童との面談を通じて、児童の様子を確認し、いじめの確実な発見に努める。
- ⑤ 児童の実態を共通理解するため、隔週で生活指導夕会を実施する。
- ⑥ いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を年間3回以上実施する。

### (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対して迅速な対応を図る。

## 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめに気付いた教職員は、ただちに「学校いじめ対策委員会」に情報を上げる。事実確認後、全教職員に周知するとともに、加害児童、被害児童、学級全体への指導、保護者対応、諸機関との連携に、誰が・いつまでに・どのように対処するかを明確にし、組織的に速やかに対応する。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告する。
- (2) 被害児童、情報提供児童の安全・安心を確保する。
- (3) 加害児童にただちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及び保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

## 4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から早期に対応を開始する。
- (3) 加害児童にただちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及び保護者に対する助言を行う。
- (4) 初動対応においては、特に、対象児童及びその保護者との情報共有が重要であり、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供するとともに情報が途切れないようにする。